裁判長印
認

様式八　（本人調書）

事件の表示　昭和五六年（ワ）第四二一〇号

本人調書

（この調書は、第一〇回口頭弁論調書と一体となるものである。）

期日	氏名	年令	職業	住所
昭和五八年三月四日 午前一時三〇分	堀晃		前回のとおり	

宣誓その他の状況

裁判長は、重要の趣旨を告げ、本人がうそをいった場合の制裁を注意し、別紙宣誓書を朗読させたうえ、その末尾に署名押印させた。前回の宣誓の効力を維持する旨を告げた。

裁判所

最高裁印　四号

陳述の要領

別紙速記録のとおり

裁判所書記官　奈良文雄

「陳述の要領」の記載の末尾に、裁判所書記官が記名押印すること。

速記録

事件番号 昭和五六年(ワ)第四二一〇号

氏名 本人 堀晃

原本番号 昭和五七年(ワ)第三八五号の一

昭和五八年三月四日 口頭弁論 第一〇回

原告代理人（五十嵐）

前回のあなたの証言を読みますと、今、早川書房の今岡さんと同じ文庫本の話は一切なかったというふうに証言しておられますけれども、それは間違いありませんか。

はい。

その点、お聞きしますけれども、太陽風光点というあなたの著作物の中に「OP」という単語を使っている部分はありませんでしょうか。

あります。

OPとは、どういう趣旨のことばを表わしている単語なんですか、日本語で言うと何と言いますか。

自動操縦装置ということばにそういルビを付った例があります。

で、これは英語で言うと オート・パイロットという意味で該当することばですね、9、略語。

そうです。

太陽風光点 単行本の中で この オート・パイロットというルビが 英語でスペーシングで言いますと OPというこのことばでルビが付られて

いますね。

はい。

これは合っていますが、いませんが。

これは間違いです。

ほんとうならば英語の綴りでいうと、「AP」オートですから APとしなければいけないわけです。

そうです。

で、この点、この間違いについてあなたのほうで非常に気にしてくださったことはうれしかったが。

ええ、気にしておりました。

この点について今回ちゃんと話しがついたことはうれしい。

一 裁 判 所

最高裁印 九号の一

ませんか。

直接に話しだことは あるかもしれない ちょっと、記憶しておりません。

今回 大臣は あなたが それを 非常に気にしておるということを 知っておりまして あなたとこの点について 話しだことが あるということを記憶しておるんですけれども、 あなたの方では 記憶ありませんか。

えええ、 話題に 出だことは あると思います。

この正しいAPという 文章にしなければいけないけれども それが 単語で 言えば OPとだっていうような 解釈を どのように 訂正するか

そう話をしたことは ございませんでしたか。

それは ありません。

今回 ちょっと 話ですと これは 単行本 あの 発刊されていますので これを 直すのは 不可能なので 別な方法で 直したと あなた 話したことは 記憶 ありませんか。

ありません。

今回 ちょっと 話ですと これを 文庫本に 収録するときで ちょっと OPそう 間違いも APと直して 発刊したらしいが そう 話をしたことがあると あなたに ちょっと ちょんですけれども 記憶 ありませんか。

ありません。

単行本化？

だく。

はい。

五五年一二月に細井さんが あなたがお宅を訪ねたという話についてあなたは前回詳細に証言しておりましたけれども その点について お聞きします。 あなたは 太陽風光点の単行本化に関する話は ほぼ二、三分程度で あなたが受取りかとしては雑談程度であるとのことで 言っておりましたけれども それでよろしいですか。

はい。

じゃ、その太陽風光点 文庫本に関して 何と何と何が話合われたかそこのところを お聞き

します。　装丁をどのようにするかということは
雑談にしろ　何にしろ　あなたの受取方がどう
であろうと　話はおきましたか。
装丁は変えたほうがいいんじゃないかと、
う話は　私はおしました。
それから　解説。　通常本の単行本もしくは
文庫本の後ろに　解説が付きますけれども
解説のことについては　話しておきましたか。
はい。
こんなもの　どうぞ　言ってください。
解説も　変えたほうがいいんじゃないかなぁ、
で、　その場合はやっぱりあなたに頼んで
みようかなとぞう　言ってきましたが。

単行本のほうは小松左京さん、文庫本にするときはかんべむさしさんにしたほうがいいと、したほうがいいとずーっと頼んでみようかなという話をしたそうことですね。

はい。

で、出版時期についてはどうですか。

最初に来年の秋ごろに文庫に入れたいと思うという話をされました。

誤植の話はどうですか。

出ておりません。

で、これまでのところは打診程度だと思ってもらっていいですね、もし、これが正式な話になるとすれば あと何を決めればいいことになる

でしょうか。

正式な話だとすれば詳しい発行の時期
それから、装丁を変えるんであれば イラ
ストレーターをだれに頼むか、解説を
だれからというように、依頼するか、
それから、私の場合ですと やはり あと、
発行部数 そうゴーサインを思います。
そうすると、今、テーマで足りないのは発行部数が
中で はかりことで、これは抽象的にせよ話が出
てくるわけですね。
抽象的なのかどうか、まあ、そうゴーサインは
出ておりました。
そのほかについて変で、この程度の あなたからも

社内稟議印 九号の一

言うと、打診と言うこうわけですから、太陽風光点、単行本の場合、このあたりのことと、こうゆう打合せと要望することはあーありましたでしょうか。太陽風光点、単行本発行するときで、この程度以上突っ込んだ話そゆうのはあーありましたか。

はい。やはー、恐らく、話は五四年の五月六日の電話で今回さんと話しておりますが。

で、対象として、これに付け加えるとすると何が話ありましたか。

つまー、具体的なイラストレーターの名前であるとか解説の担当者の名前であるとか、それから、だれから依頼するか

とか具体的な手順です。
それは太陽風光点単行本の場合と細井さんの場合その点で具体的な手順が決まってなくて違うこうゆうことですか。
そうです。まあ、細かく項目について一つ一つ検討しておりますと私が前回申上げたような そういう話が出たということです。
太陽風光点の場合はそれらについて全部細かく具体的に話をしたとこうゆうことですか。
一つ一つ積み重ねていきましたけれど詳しく話したのは発行の時期に

最高裁印 九号の一

て、私から何回も確認こうしいきながら
進めたと、で、あとは電話で最終的
にだれからどうぞどうぞに頼むあとで
どうぞ話を決めました。
解説文のことですね、その だれからだれに頼む
そうのは。
はい。
もう一つ、早川書房で 梅田地下 オデッセイとい
うのをおしえておいてますね。
はい。
この場合はどうですか、この場合とかこれが
ようにあります。
これはやはり、最初にそうでもを

出そうかとゞう話が まず、あり まして それにつゝしゃ、進めようとゞう話を 私が しまして、そのときに それでは 原稿をいうまでに訂正して送ってほしいとゞう話があり ました。

原稿訂正。

原稿を まず、収録する作品につゝ話が出ました、それにつゝ直す所があるかどうかとゞう 話が出ました。それで、その訂正した原稿をいつごろまでに送ってほしいとゞう話が 最初にあり ました。

その点で この太陽風光点 文庫本の話とは

岩波書店 九号の一

違うと　こうゞうとですか。

いえ、原稿送って入れてから　あと作品の配列の順序であるとか解説の担当者であるとか装丁をだれに依頼するかとか、それから、いつ発行するか　そうゞうとを一つ一つ具体的に話合って決めていきました。

そうすると、少なくとも太陽風光点にては早川書房で単行本出ているわけですから今、あなたが言った梅田地下オデッセイに関するやり取りの中の作品の配列とか収録原稿はあり、太陽風光点をそのまま文庫本にする場合には何も話要らないわけでしょう。

実際にですから、具体的に文庫の作業に取りかかるとすれば、まず、直す所があるかどうかそういうところから話は始まると思いますけれども。

直すというのは何をですか。

訂正があるかどうかですね。

いわゆる、あなたの言う誤植の意味ですか。

いえ、内容についての訂正があるかどうかそういうことから始まるわけです。

あなたは太陽風光景を文庫本におさめるに何か訂正する考えはありませんでしたか。

あっ、当然、あり　ました。

秘閲鈴印　九号の一

しゃ、徳間書店からの太陽風元年にて
は何か訂正してございますか。
はい、あります。
どこですか。
この前書証で、
あっ、誤植の意味しゃだ、私が言ってる
のは。　例えば、収録の作品の配列を変え
ることか。
いえ、作品の内容について書き加えた
り訂正した箇所があります。これ
は誤植というよりも適切なのかどう
かわからないまでもけれども　私の考え方
が変わった部分があります。それを

書直した部分があります。
だから それは一般的に言うと 言わばオリジナルは太陽風光点 単行本と、その中にあったり部分的に校正構成ミスだとか、少し書加えるとか その程度のことじゃないんですが、
これは 私は大変重大な問題だと考えて訂正しておりますので 単にミスを直した程度ではないと思います。
要するに 私が聞きたいのは、早川書房でこれまで出版した太陽風光点 単行本(梅田地下オデッセイの文庫本の二冊をふくめて)、るわけですけれども そのときの諸会の状態と細井さんとの諸会が決定的に違うんだと、

つまり、前者は言わば契約の申入れみたいなものであり、細井さんとの話合いは単なる打診に過ぎない、そういうことでいったら、区別しているのかを聞きたいんですよ。

あっ、それでしたらまず、そうゆう文庫に入れるか出版するかそう話題が最初に出まして、それについて作業を進める段階で再度連絡があったり、具体的な手順をどうしようとゆう相談が持ちかけられてくるわけです。

話合いの順序とゆうのは、その二月何日かの文化だのうちゃ中における話合いの順序でまず、太陽風光点が一番最初にこなければ

いけないと、こうゆうことですか、そうではなくて。
ええ、そうではなくて、もし、それで
具体的に早川のほうで作業を進め
られるようになれば、いつ、具体的な発行
の期日であるとか、イラストレーターも
どれに頼もうかとか、どちらから頼もうか
とか、そうゆうことを連絡されてきます
ので、そうゆう所から作業が始まる
わけです。
次に、SF大賞受賞後、あなたは、いろいろ
なくなら太陽風光船、準行本が本屋さん店頭
に出てなかったそうゆうことを聞いたとうかが
いましたが。

最高裁印 九号の一

はい。

で、実際に早川の方で在庫がある分だけのが、これから、在庫が少し、場合によっては増刷しようとなったりするかもしれないとのことでよろしくお願いを早川に聞いてみましたんです。

はい。

なるほど。聞かなかったんですが、これは。

これはまず、一番大きな理由は連絡する時間がなかったということがあります。

だってあなた何回も話しましょうでしょう、1月23日以降に。徳間さんと契約をする寸前まで本契約するまでの間に。

ええ、話しましたのは、この前あがりましたよりに一月二二日に私の家内が細井さんに電話をしたとうことがありまして、電話一本で済むことじゃないですか。詳しくなくて具体的状況を話わなくちゃいけん話じゃないでしょう。在庫があるかどうか店頭に出るかどうかとうい程度の話だったら。ちょっと、電話連絡とうことでいって、何か、電話一本でとうでおこしゃるんですけれども…。

いえ、いえ私が聞いているのは、あなたが徳間書店と契約した一つの動きとして早川書房で出している単行本が店頭にならなかったとう

最高裁印 九号の一

ことが一つの動機になっているようですからそれでお聞きしているわけです。で、そうしてもあるかなかの程度のことはあなたはまうで早川書房に聞けばすぐ、わかることだったんじゃないでしょうかと、だれ、聞かなかったんですかそこがうーんです。

それは在庫があれば当然、本屋で並ぶものだと思っておりました。

しかし、あなたは出版界の事情そこがわかっていらっしゃるでしょう、ある出版物があったときに通常三か月くらいで本屋からなくなるそこのは聞いている人じゃないですか。

いや、知りません。

知らない。

はい。

少なくとも徳間さんとの関係で、いろいろ、それが大きな動機になって、るそうで聞いている、んだけれども。

三か月で本屋さんなくなるそうは、よく、わかりませんけれども、

そうすると、あなた、早急にしたそうですか。変ですね、だって、もう、在庫あるんだ、ったらこうって、話と思ったと、こうってですか。

書庫に在庫があるので、あれは本屋で並べるとそう手続は取られるだろうと

最高裁印 九号の一

思っておりました。

しゃ、それは あなたの判断は いいです。あと一回だけ、なぜ、問合せなかったかも その理由も述べてください。

それは先程言いましたように 電話連絡を取る時間がなかったということです。ですから、一月二十日に ここで事情があるということを家内のほうから電話をしておいます。

いや、事情はわかりましたけれども、その在庫があるかどうかも確かめてなかったでしょう。

はい。ですから、在庫がなければ本屋に並ぶことがあるかどうか判断をしておりました。

その次に、五六年一月二日にあなたの奥さんが早川書房に電話しましたね。

はい。

で、五六年一月二三日に細井さんが出まして早川では徳間書店で出すのは困るとおっしゃいましたね。

はい。

で、一月二四日あなたは徳間書店との間で仮契約書作りましたね。

はい。

で、一月二六日今度は正式に細井さんから会社では認められないとの回答がありましたね。

はい。

それから、一月二八日に小松左京さんの還暦を祝う会をやったのが大阪であったと思うんですが、今回さんが徳間書店の社長に対して抗議してるそうってことも聞いたと思うんですが。

はい。

で、一月二九日に赤松さんは仮契約書にサインしてると。

はい。

この事実関係間違いありませんか。

はい。

そうすると、六月八日の第三者委の報告

あなたが徳間書店と契約することについては困るということ、認められないということ。それから、徳間書店と早川の間で意見が一致してないということを知って一月二九日に仮契約書にサインをしたと、こういうことになりますか。

また、徳間と早川が合意してないということは聞いておりました。

合意してないからしゃべって、むしろ、抗議しているということで聞いたと思っておりました。

聞いております。

いつか和解するか、和解というか将来認めるかも知らないけれども その話合の際中心

とゞう意味ではなくて　おしる、　早川のまゞ
ゞは抗議してゐると、　困るとおつてゐるそう
こと　聞いたことゞことでしまゞ。

はい。

そうすると、　早川ゞは　困るそゞうことも　知つて
ながら　あなたゞは　サインしたと　こゞうこゞで
なのーますか。

はい。

早川ゞは　なぜ、　困るそゞうことを　おつたゞで、
うゞこゞ　あなたゞは　理解してゐますか。

それは　私は　よく、　わかりません。

常識的に　こゞうゞゞゞです。

常識的に　いきましたら　輸出ゞゞ本ゞ

なくて増刷の話もなくて単に私と徳間との話が困るそうだけの一方的な抗議だけで大変非常識な連絡だと思いました。

じゃ、あなたが徳間書店でもし、この太陽風光点を出しましたら早川書房ではあとで出せなくなるそうことは考えませんでしたか。

特にそうこうことは考えたことありません。

実際に今、考えてみて どうですか。一方の所で大量に出ちゃったらはあのほうはもう本に出しても売れないから出せないそうこと

株式会社 九写の一

裁判所

はあて得るでしょう。

まず一　ですから、早川書房のほうが出す意図がなんしゃらないかそうに考えました。

出す意図がなし。

はい。

じゃ、出す意図がないかどうかを確かめましたか。

いえ、そうゆう話が私のほうへ一切なしに単に認められなくそうだけの連絡でしたので。

じゃ、まなたし直に細井さんが話しこるんでしょう。

はい。

で、これ　割と　長時間に渡った電話だと
いうことで聞いているんですけども　じゃ、だ
せ、あなたのほうで出していただけますか
そういうことを　あなた聞かなかったんですか。
一月二二日の細井さんの電話では　発行
期日を早めるとか　出すとかいう話は出
ませんでした。
いや、いや、あなたの方で　どうして聞かな
かったんですか。　あなたのほうでは出すと
ですね　出たらいんですかそういうことを。
おしえてくれということですか。
うん。

特に、こちらから言う問題ではないと思いました。

何ですか。

やはり、これは、その本が出て売れるかどうかというのは出版社側の判断にまかせるんだと思いますので。

出してくれと言われたらそれまで、出す気があるかどうかも、どうして確かめなかったんですか。

ですから、多分、出す気がないからうと私は思いました。

出す気がなければ困ると言われたでしょう。

いや、ですから、その言い方、大変非常識な言い方だろう……、もし、出す気

が、いつ出すから困るそうでございますが、おっしゃるのが普通じゃないかと。

逆に、早川書房でその時点で出すと言ったものをあだやおろそかですか。

ええ、それは時期を確認しいうこう手順で出るかを確認したとこで契約を考えたと思います。

徳間からやるとしてもあっただけですか。

あく。

一般的に常識的に考えて、こうこう訴訟になってるとそうですけれども、太陽風光点、単行本を持ってる会社がほかのはうから文庫を出されてしまったらそもそも太陽

風光点単行本が売れなくなってきましたし、言わ
ん人や続いて文庫本を出すことなどできなく
なるそうこと あなたにわかりませんか。

よく、わかりません。

それから、次に、そのことに関連しますけれども
細井さんとの話合いの経過について あなたが表
現によると 細井さんのことをいろいろ
なっておりますけれども、これを徳間書
店のほうへ伝えてあるし 配慮しているつもり
であるそうだが 証拠しいますね。

はい。

この配慮しているつもりというのは どうの
趣旨ですか。

紐井氏自身が文庫本に入れたいとの希望を持っていられるとのことで、私は考えましたのです。もし、将来そうした計画が具体化すれば、徳間の方でもその出版を認めてあげてほしいとのことに、私の方から申し入れたわけです。

と、逆に、あなたは、こうした契約はみんな出版権許諾契約だと言っていらっしゃいましたが、そうすると、徳間さんの方で承諾がなければ早川の方で出せなくなる、こういうふうに考えたからですか。

徳間との出版契約書を見ましたとき、これは排他的、独占的使用という文句が

最高裁印 九号の一

はいっておりましたので、それにつきまして私が多少こだわって徳間の方に確認したわけです。

と、早川書房の方では今度ポケット文庫本を出すときには徳間さんの合意がなければできないと、だから、それも配慮してほしいと、こういうことですか。

はい。

あなたが出版権の設定登録を行なっています。サインしていますね。弁護士に委任して出版権の設定登録を行なうについてあなた委任しましたね。こう意味はわかりますね。

はい。

登録とゆうのは どういうことですか。

文化庁に その出版権設定したことを その作品の内容を登録しておくとゆうことだと思います。

登録するとゆうことは どういう効果が生まれるか わかってるんでしょう。

これは対抗要件とゆうが 何かそれを例えば、出版権を侵害するような動きに対して効力を有するとゆうように考えております。

で、その中に 早川書房を除くとゆうように書いてありますが。

議 事 録

最高裁印 九号の一

書いてありません。

しゃ、あなたが配慮するというのは どうぞ
ここにあります、早川書房一切出せ
なくなるでしょう。

いえ、ですから口頭で申入れて確認して
おります。

これは

徳間　はいってはいないと言ったんですね。

はい。

そしたら、あなたとの その出版権設定契約書
および その登録から早川書房を除外しようと
いうことは入れるべきじゃないんでしょうか。

これは契約書の中に最後のほうに協議
事項として何か、これに決めない点は協議

するとそういう項目があったと思うんです必ず、それに照らして話合うとか…、

この出版権設定登録をした動機についてあなたの方ではあし、早川書房が出せばそれによって仮処分をするとかいうこともあって その準備のために その登録をしたというふうに証言していますが。

はい。

そういうことは早川書房に対しても出版を認めないというふうな意味で出版権設定登録を行なったんではないですか。

これは ちょっと違うと思います。経緯申上げましたら その差止めだ、もし、差止

最高裁印 九号の一

ある必要性があるから登録しておく必要があるそうことで登録をお願いしたわけでありけれども、それは全く誤植を訂正しているだけ、文庫がすでに準備されているので それが本屋に流れることは困るということで登録をしたわけです。

いや、その登録しなくたってできることではないですか。まあ、おなじと法律論争したってしようがあーませんけれども。少なくとも登録をするそうのは排他的、独占的効力を対外的に示すそうことですから一切 出版 本屋は出版できないこと その効果をねらって登録したわけーしゃないんですか。

いえ、そうではないと思います。

で、和井さんへの配慮というのは、そうすると、特来まだ、安部さん本人も早三郎氏に文庫本にするときちんと出して下さいと、そういうことですか。

そうです。

安部さんの本が当時そんなに売れると思っていましたか。

自分ではわかりません。

次に、和解が言わば不調になった原因の一つとして早川側が和解書とする和解の経過について SEMが三二〇を表すと言ったからだそうだと言っています。だね。

はい、そう聞きました。

で、早川書房がなぜ、その和解書とその経過についてSFマガジンで公表すると言ったかも聞いておりますか。

いえ、聞いておりません。

あなたは、どうして早川書房がそうゴネ変説をしたか考えたことがありますか。

いえ、わかりません。

新聞ですでに当時この問題について報道されていましたね。

はい。

新聞に報道されているので真実を独占したい必要があるので そうゴネたことを世ならべないと

そうゆう時代になったそうゆうことは聞いておりません。

いえ、聞いております。

あなたは、これまでの著作歴の中で合計六冊の単行本を出した経歴があるとこう言ってましたね。

はい。

一つは太陽風光!単行本、それから、梅田地下オデッセイ文庫本、これがいずれも早川書房そうですね。

はい。

それから、太陽風光!文庫本、それから、かんべむさしさんとの共著の本、それはいずれも徳間

『戦国』

最高裁印 九号の一

間違なし。

はい。

それから、恐怖省そうタイトルの集英社、それから、エネルギー救出作戦のサイクル社そうしてですね。

はい。

で、あなたの前回の理解によりますと、これらの諸々の出版物についてあなたとしては契約ができたと認識するのは、あなたが言っていることを要約しますと、このように考えていいんじゃないかと思います、言ってみて下さい。

まず、第一に原稿が全部そろってその原稿に基づいてゲラができてそれからあなたがそれを校正して校正し終

わったあとですね、すべて。

いえ、エネルギー救出作戦とぐう短篇集について、その順序は違いまして…、いつ、できていうんですか、その エネルギー救出作戦は。

出版されたのは五五年二月二〇日ですけれども。

契約は、

その年の二月の第一土曜の年後だと思いますけれども。

で、ごそくさんは どうも その校正も何もなしで決まっちゃうんですか。

著者校正はまだ、そのときには終わっておりませんでした。それで、著者校正も

昭和五四年 九号の一

終わって送ったのは　その一週間くらい、だったと思います。

しゃ、その一点だけ除いて　少なくとも原稿全部提出して　少なくとも出版社うほうもそれを契印刷に回してくださいこれは全部踏んだあとでなければ契約できないなんですな、その理解によりますと。

そうです。

それで、このいずれにつて、六社全部でいいんですけれども　発行部数、定価、印税はいつ、決まったんでしょうか、大体、いつごろになりますか。　日にちや　細かいことは変わりません、変わるに、非常に店頭に並ぶく

何日か前とか 数週間前とか そうゆうことじゃなく、
ってですか。
早川書房以外の四冊にしては店頭に並
ぶ三週間前から一か月ぐらいの間と思います。
逆にいうと そのころはまだ、本ができあがっ
たころですね。
はい。著者校正終わってゲラは確実に
できていたと思います。
と、それまでもし、契約がなく、そうゆうこと
になりますと あなたの理解では はじめ本ができ
あがったころ、場合によったら その次、社内
ちょうど社ぐらいは本ができあがっているんだろう
と

議 問 所

最高裁印 九号の一

思うんですけれども　それを出版社で出さ
いそうってね。　それから、あなたのほう
執筆者のほうでおさがしでくれそうってね
また、自由そうこうこうなりますね。
場合によっては　そうってもあり得
ると思います。
場合によってそうのは　ふうって場合。
例えば、作品の内容にまずい点がある
とかですね…
いやいや、そうって段階　もう、過ぎているわ
けですよ。
いえ、それに気付くことがあるか、何か、特
別な事情があるってことはあり得る

しゃべったと思います。
その経費は どちらが持つことになりますか。
たぶん、それはわかりません。
常識的に考えて少なくとも あなたが原稿渡し 出版社にげうを渡し そして校正して解説はあなたが、装丁はあなたがと、だし、発行部数とか定価はまた、決まらんというときにでも また、契約はできてないそうのが まだなのお考えなんですか。
常識的に考えてそうのを大変強調されるんですけれども、やはり、小説そうの内容について 何か、特別な事が

最高裁印 九号の一

態　例えば、私が知って居るうちでは
差別用語の問題で出せなかったが
とりあげて事態がある程度まで来て
う場合もやはり、あり得るしやな
いかと思います。
それは例外的な場合です、私が言って
る常識的な意味とは。普通の
関係で差別用語とかだ、場合で
れでも あなたは契約はなしとう考え
ですか。
はい。
と、出版社で自由でやめてもいい、著者
の方で自由でやめてもいいと、それが

こうゆうことだと、こうゆうふうに理解していいですか、あなたのお考え。

はい。

あなたもずいぶん、出版社と付合っているでしょうが、実際に販売価額とか発行部数とか決まるのは大体いつごろかということは想像つきませんか。

想像というのはできないできませんそのの何月何日こうゆう営業会議があって決まるとかそういうことは聞いたことあります。

少なくとも どうが終わって校正が終わってそのころでないと出版社でも発行部数とか定価は決まらないというふうに感じました。

最高裁判所

最高裁判所 九号の一

出版社によるんじゃないでしょうか。
しゃ、徳間書店の場合はどうですか、こうゆう
決まりましたか、それは。
大体、発行の一か月前ぐらいにそうゆう
連絡ありました。徳間文庫の場合は
決まり次第ということで二月の半ば、
それから、かんべさんとの共著の場合は約
一月前だったと思います。
と、一月前でも二月前でもいいんです。要
するに、あなたの原稿がしっかりしばらく経って
著者校正終わってからしゃないんですか。
ええ、そうです。
そういうことは、出版社のほうで、もう、費用も

投入して決算組んでますあとでみんな決まってるんでしょう、三日前の場合もあるし三週間の場合もあるでしょうけれども その期間の長さ短さしゃないって 本の製作過程でいけば、著者作校正終わって あなたのほうとしては手を離れたあとで 発行部数とか定価とかのほう決まるんしゃないんですか。

手を離れるかどうかは ほう、別として時期としては そうでありうると思います。出版権設定契約、出版許諾契約の問題を聞きますけれども、雑誌原稿と単行本の場合で ここで契約の考え方は違うとこのこころは聞いたことありませんか。

議 判 所

雑誌の契約そのものは雑誌に作る…、
例えば、SFマガジンに原稿依頼されて書いた
が原稿投稿したと、もしくは、送ったと、こ
れを載せる場合の契約の考え方と単行本の
場合とは違うということは聞いたことあります
ね。

特に、聞いたことはありませんけれども
実際の実務としては違うというふうに
思います。

しょが違いますが。
原稿の場合です。一回毎の買取りという
形で原稿料が支払われるという形、それ
から、単行本の場合は印税として支払わ

れるそういう点が違うと思います。
原稿の買取りそういうは出版社側が買取ってしまうとこういうことですね。
これは私はよく、わかりません。その原稿を載せたことに対して原稿料が支払われるべきじゃないかと思います。
で、例で雑誌原稿をいろいろな所に書いた原稿をまとめて例えば単行本にしたいというときに無断で、言わば、どこかにいろいろな書いたやつを元の雑誌社に無断で単行本を作ることは許されると考えますか、考えませんか。
前に、問題になったと思います。

議　判　新

最高裁印　九号の一

無断で。

また、無断でそうか、雑誌に書いたものを載せる場合はよく、ある、集めて本にするそう場合はよく、あります。

あなたもしくは、あなた達作家の中でもし、はかの雑誌に書いたものも自分の単行本に収録するときに元の雑誌社に何の挨拶もしませんか。

断わる場合もありますし、特に、手続上からだと、場合もあります。

普通、その雑誌社に対しても、すべて同様者をもらうこと、るとこうことは、知りません。

いえ、それは知りません。私はやっておりません。

もし、買取りたったら その原稿は雑誌社のものになるんじゃないんですか。

著作権とゞものは やはり、作者にあると思います。

そうすると、あちこちに全部また、同じ雑誌に著作権があるわけだから 例えば、文芸に同じ原稿をだし 別なものに また、同じ原稿を出すとゞうこと、これは許されるとゞうことになりますね、同じ原稿ですから。

別の雑誌に一つの原稿を掲載するとゞうことですか。

議判所

最高裁印 九号の一

そうです。

これは ちょっと、わかりません、そうゆう事実が あるのかどうか…、

あなたの理屈からいけば そうなるんじゃないですか。

理屈かどうか 実際にも そうゆうことなんじゃないんでしょうか。

えっ、そうゆうことが過去に問題になったことありますんですよ。

いや、私は しゃ、知りません。

それで、雑誌と単行本の契約の解釈を変えて考えようゆう学説があるんです、それは知りませんか。

知りません。

被告(徳間書店)代理人(斎藤)

一般的なこととしての話 堀 見が答えたことが証拠でどうこうなるわけじゃないんで できるだけ事実に即した質問にしていただきたい。

裁判長

裁判所もそう思います。

原告代理人(五十嵐)

あなた 単行本の今回の契約にて、出版許諾契約と考えるとどうなってましたか。

あ、。

で、あなたが知っている知識だけでいいんです。出版許諾契約とは解釈されますと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

最高裁印 九号の一

いろの出版社でも同じものをどこでも出せることになるわけですけれども、そうなると作家が同じ本をほかの本屋で出してるとそう事実もあると考えますが、だと考えます。

ある意味、あります。

例えば、具体的にどんな本ですか。

同じ作品が別の出版社から出てる例ですね。

そうです。

たくさん あるので何でもいいんでしょうが、作品は。

何でもいいです。

夏目漱石とかシェイクスピアとか ちょっと、思いおこしかねませんけれども…。

そうゆうものを想定をしておるわけです。

……。

原告代理人（堀）

徳間書店の昭和文庫本の太陽風光点の最終校正が五六年二月五日だとゆう証言でしたね。

はい。

それで、その原稿はいつ入稿されたんですか。

原稿は単行本の太陽風光点を使うとゆうことでした。

契約書を見ますと大体、契約書の日付がそうときだとゆうふうに考えていいわけですか。原稿の引渡期日とゆうふうに契約書にあります。

或　判　所

最高裁印　九号の一

その期日だとどうして考えていいわけですか。
ちょっと、何日になっていただいてしょうか。
一月一九日。
引渡しとゝのは 単行本を徳間の方で
持ってるので それを使うとゝうこと…。
一九日でとゝのふように考えていいわけでしょう、
間違いないわけですね、一月一九日契約とおり
とゝのうことですね。
はい、結構です。
そうすると、SF大賞を取ったから一月一四日で
しただね。
はい。
その翌日からは原稿を引渡したとゝうことな

わけですね。

その準行本 その手紙が手元にあったから それを使うということを言われたわけです。

それは一月一五日であったということですね。

一五日からは手元にあったんしゃないでしょうか。

それから、和井さんから、あなたは五六年の一月二二日に奥さんに電話をしたと それが早川書房との本件に関する最初のコンタクトとなっていますが、そういう趣旨で述べられていますね。

はい。

和井さんの話から一月二一日にあなたはまた

長崎税印 九号の一

連絡があったんじゃないですか。
いえ、ありません。
それは間違いないですか。
はい。
細井さんはあなたの証言を聞きに来ていると思いますけれども、一月二日に細井さんのほうからあなたに連絡を差しあげたと。
いえ、それは間違いでしょう。
で、その翌日ですが、これは細井さんの証言ですけれども、細井さんのほうからあなたのほうへ電話したら奥さんが出たと。そこで奥さんと話をしたと。そういう証言になっているんですけれども。
いえ、一月二日は私は細井さんと電話で

お話しておきます。

いえ、あなたじゃなくて、あなたの方に電話をくれたらあなたがいらっしゃって奥さんと話したと。

いえ、私の家内の方から細井さんに電話をさせました。

それは何か理由がありましたのですか。

私が会社勤めしておりますから電話連絡が取りにくいので家内の方からそういう話がきまるそうしたら連絡するわけです。

そうそう話をするのは徳間書店の方から話がきまるそうということですね。

はい。

議事録

最高裁印 九号の一

あなたは、これまで あなたが奥さんに こうゆう出版の関係ですね、出版社のほうに連絡をさせるようなことは よく、あったんですか。

いえ、ありません。

これが初めてですか。

はい。

と、これまでは あなたが電話連絡だ 何かをしてくれたようなことですね。

まあ、私が電話で聞くか 私が手紙を書くかで 私が電話をするようなことは滅多にありません。

と、この件で奥さんにそうゆう電話をさせたそうゆう特別な理由はあるんですか。

まあ、早く連絡しておいたほうがいいだろうと考えたわけです。

徳間書店のほうから打診があったそうのはあなたの証言では一月の一九日ごろだそう話でしたね。

一九日です。

早く連絡したほうがいいそうことですけれども二三日そうと三日間　間があるわけですね。

こう間の日程を再現しますと　一月一九日の昼　午後一時ごろに会社のほう人保寺さんから電話があって　そうそう話があっただけです。それから、こうきたらは家内は実家のほう人帰っておりまして家

長濱浩印　九号の一

らはおりません。ですから、一番早く
連絡を取る方法が一月二日だったわけ
です。

あなたのほうで電話をするなり　あるいは
手紙を書くなり　そうゆうことは全然しなかっ
たわけ。急いで連絡を取らなくちゃいかんと
思っていたから奥さんが帰るのを待っていたわ
けですか。

先程から電話連絡とゆうことでずいぶん
誤解されているように思うんですけれども、
私の普通の勤務時間とゆうのは午前九
時から五時までです。普通の私の生活
とゆうのは会社から帰るのは午後七時

それから、就眠するのが午後九時で朝四時ごろに起きましてから出社まで机に向かうとうことをまず、ここ五年ぐらい続けております。原理的に早川書房と私のほうで勤務時間以外では電話連絡をとるのは取れない、わけです。

そうすると、これまでは大体、早川書房なり、今までは出版社のほうからあなたのほうで勤務時間外に電話連絡の場合ですけど電話がかかってきて、そうして打合せをしてたとうことですか。

午後七時から八時の間ということで大

最高裁印 九号の一

体限って電話を受けるか、私が手紙を書くかそう形でした。

まあ、電話のほうはわかりましたけれど、その手紙を書かなかったのは何か、理由があるんですか。

それはもう、その受賞後の一週間そうのうで大変あわただしいときでしていろいろな原稿が溜まっていましたのでその手紙を書くそう余裕はなかったあります。

奥さんに言わせた内容そうのはこうそう打診がきそうるそうことだったでしょう。

はい。

要するに、一筆で済むことじゃないんですか。

まあ、手紙とだれば やはり、書く時間がかかるし…。

でも、あなたは 結構 筆まめな 方じゃないんですか。

いや、そうでもないと思います。

これは まあ、前回も 若干 お聞きしたことなんですけれども、その雑誌原稿、まるっきり、単行本とか 文庫本の関係ですね、これを 出版する場合 通常 その担当者が あなたの所にきて こうゝう本を出したいとか、こうゝう原稿をお願いしたいとか そうゝう話をすれば それが本になって、まるっきり、雑誌に載ると そうゝう

最高裁印 九号の一

経過で出版されていたわけですね。
最初はそうゆう計画から始まって原稿
書くそうゆう本にまとめるかそうゆうことに
なります。
そうゆうことですね。
はい。
と、担当者のほうで出版の約束をしてその本
が出なかったそうゆう経験がおなたのまうで
ありますか、おなた自身の経験として。
今までの六冊にてしては特に問題なく
進んできました。
で、今回さんがこの昭和五五年の暮れから
五六年の初めぐらいにかけてその間SF

マガジンの編集長であったそうですね。あなたは
はじめ、ご存じですね。
はい。
今回、主人と和井さんとの関係ですが、それ
についてはご存じでしょうか。
十二月二十日に和井さんが、これはきっと
文庫出版の担当が和井さんであるそうで
おいでになりました。
会社の中での身分関係といいますか、今回、
人が和井さんと上司であるとか、そうご話は。
いえ、特に聞いたことはありません。
あなたは。
特に、そうご心配なさったことはありません

最高裁印 九号の一

でした。

今岡さんがSF関係の出版とか、そうゆうことでの全面的な責任者をやるとそうゆう話はあったのは知ってたんでしょう。

いえ、私が今岡さんはSFマガジンの編集長でやるって理解してましたんです。

そうゆう限度でしか考えていなかったんですか。

はい。

あなたと今岡さんはかなり一方からのお付合いですね。

はい。

かなり個人的な付合いってゆうのもあるわけで

すね。

はい。

そうゆうので今回さんが早川書房のSF関係の出版に関して、どうゆう地位とゆうか権限があると、そうゆう話とゆうのは全然聞いたことがないわけですが。

プライベートな問題として会社のことはあまり、おっしゃいませんでした。

あなたが柏井さんと初めて会われたのは五五年の一二月二一日が初めてですが。

いえ、その前に一回会っております。

それはどうゆうことで会ったんですか。

その年の夏のSF大会の会場で話をしました。

たことがあります。
それは　かなり　プライベートな　話とでもいいますか。

このときでしたか　あと　一月はんで　梅田地下オデッセイが出るので　その裏表紙に著者の写真を載せるので　その写真がわらえないだろうか　そういうようなことも　話されました。

その　一番　最初に　会ったときでしたか　そういう話をしました。

はい。

小松　左京さんの話を　お伺いしますが、一月一八日に　小松左京さんの　ほうから　早川の

はじめて出版されないようであれば、小松氏の
はじめて出版社を紹介しようと、そうした前
がきがあったそうでしたね。
はい、五四年の一月、
一八日でしたね。
二八日だったんじゃないでしょうか……
あっ、二八日ですね。それで、あなたの原
うで、その原稿引上げるそうでしたを言った
のが二月の二二日ってことでしたね。
はい。
その間、一月二八日から二月二二日まで、あなた
と今回、会われるようなことはなかったん
ですね。

蛙商社印 九号の一

会ったことはないと思います。
会ったことない、それは間違いだいたいです。
……。
大体、一ヶ月ぐらい期間があるわけですね。
はい。
あなたとしては二月二十日に原稿引上げ、
こちらのは　変更する、小松さの一月二十八
日のそうじ話があったからだんでしょう。
二月二十日の電話は別の件でエッセイ
の連載についての話をしていたんです
けれども　こちらは私としてはもう、著
書も持ちたいそうじ文持ちが大変
強かったもんですから、原稿渡しても

う、半年以上経っておりますし、特に何とぞ詩がなくので、出すのが発行が無理ならば原稿はもう、引上げたいと思うとぞうぞうで伝えたわけです。

そうすると、小松さんの詩が直接動機じゃないわけ。

直接の動機ではありません。あなたは、この太陽風光点で最初の単行本というか出版ですね、まとまった書物としては。

はい。

通常新人の場合、早川書房で単行本で

最高級印 九号の一

おしてくれるようなことはありませんが、
ございます。

過去のあれこれはちょっと、よく、わかり
ません。

普通は文庫本じゃないんですか。
文庫本の場合も多いと思います。
この時期にあなたのような新人作家で単行
書房から単行本という形で本を出した新人
作家はおりますか。

ちょっと、わかりません。

あなたは認められておりますけれども今回
さんとの二冊出版に際しては、ハードカバーで
太陽風光点もございと、そうゆう話が、こう

もうこと されております。
なお。
そのハードカバーで出すということは 例外的だった
だから そのハードカバーをうえばが 特にそ
うゆう形で 繰り返して出てくるしゃだんです。
特に 例外的なのあびうあは わかりません。
最初からそうゆう話で進んできました。
原告代理人（三十歳）
おくさんの奥さんは 元 早川書房の社員ですね。
はい。
早川書房に 何年 勤務しましたか。
たぶん、ちょっと 正確には 知りません、二、三年

最高裁印 九号の一

じゃないかと思います。

だって、早川書房の本の製作過程そういうことをあなたの奥さまよく、知っていらっしゃるんですが。

ある程度は知っていると思います。校正の仕事をしておりましたから全般は知っているかどうか知りませんけれども。

早川書房の内部の関係についても はばあなたの奥さんから聞けばよく、わかるんじゃないんですか。

さあ、それは知りません。

発行部数とか印税とか定価がどうやって決まるかそうゆうことはわかるんじゃないんですか。

さあ、家内が知っているかどうかは知りません。そうゆう話題をうちで家庭で話したことはありません。

被告（堀 晃）代理人（松井）

著者校正をしたあとで出版社側の事情で出版されなくなるケースを聞いたことはないですか。

あります。

それはどうゆうケースですか。

私の知っているのでは 上田正紀さんの「吉原螢火」「球天神」という小説がそうです。

それはどちらの会社ですか。

早川書房です。

この著者校正をすれば必ず出版されるのか

□ 誠 司 所

そういうことは断定できないわけですね。

はい。

原告代理人（五十嵐）

じゃ、その山田正紀さんの「螢珠天」についてお伺い、それが出版されなかったか知っていますか。

私が聞いたのでは用語に問題があって出版がまずくなったということを聞きましたけれども

それは山田さんに責任しなければ何なりそう相談がありましょうなしに一方的にちょと出版ができなくなったそう連絡があったそう話を聞きました。

だれから聞いたんですか。

本人山田正紀さんです。

用語のまずい所などは何かよりかえてまずいかは聞いてますか。

細かい点は私は知りません。

ふうぞう性質のまずいものかわかりますか。

差別用語にかんするものだとうけとりました。

部落差別問題があって いわゆる、そのとき出版界は大荒れになって、まして その件で早川書房が部落解放同盟から抗議を受けたために 特別事情に当たるものとして出版できなくなったという事情 知りません。

知りません。

山田 正紀さんから聞きませんでしたか。

一戒 司所

最高裁印 九号の一

私が聞いたのは作者に相談なしに一方的に中止が決まったそう連絡を受けたそうことを聞きました。

いつ、どこで聞きましたか、それは。

詳しい日付は忘れました。

裁判官（大橋）

あなたと早川書房との間での本の出版契約についてのことを聞きますが、早川書房として本を出すことに決まったそうなる会社として決めたそうなら話があなたであったことそうのはありませんでしょうか。

いえ、ありません。

契約書は取交わさないそうことですね。

はい。

そうすると、契約がいつ、できたかというような点に関して、いろいろ代理人からお弁解がありましたけれども、それは、この事件が起きて今あなたが判断として言われていることなんですね。当時のあなたの気持ちとしては、この契約が成立したとか、今日までは契約ができてなかったけれども、今日からはできたとかいうようなことを具体的には認識してなかったというようなことはありませんでしたね。

いえ、ありません。

なるほどですね。

最高裁印 九号の一

はい。

そうすると、最終的に無事本がおさまって、その印税があがってきたというような事態になったときに、つまり時点で契約ができていたというのは、今から思えば思われると。

はい、そう思います。

その時点がいつかということを、あれこれ考えられると、まあ、自分としては、このころだろうというようなことを今の判断としていうのであれば、ここらへんでしょうか。

はい。

それから、細井さんが大阪にいらっしゃったときに文庫本の出版の話をしたというのですが

その時期に関して来年の秋そろそろ話が出だようですが、それは秋に出すそう趣旨でしょうか、それとも、秋までに出すそう意味でしょうか。

おっしゃったのは秋ごろにそろそろ言ってもいいんじゃないかと思ってます。早くとも九月じゃないかと思ってました。

そうすると、おっしゃったことは、徳間書店と契約をするときに出た時点で、早川書房が秋ごろに出すと、所定の訂正箇所を訂正した上で文庫を出すということ、ということは了解をしてたってことになるんでしょ

■ 戦 刊 所

最高裁印 九号の一

ウム。

いえ、その二月の時点ではまだ、そして、個人的な希望を述べられたものだと思いました。ですから、もし、その時点で出版の話が出たとすれば、徳間との相談の上で出版を認めるということはあったかもしれません。

そこまでの正確な認識は特に、その時点ではなかったということです。

はい。

裁判長

「冷たい方程式」アンソロジーという本の件が和井さんが、あなたの家を訪問したときに出

だけですね。

はい。

あなたの、この前のあれがと　あの企画は中止になりましたそうで。

横井さんから　そう聞きました、その日に。あなたのまえで　その前に　そこで　あなたの作品も　載せるそうこも　断ろうと、だと、うこともあったんですね。

そうで　収録したら、そう電話があり　ましたのが　一二月一六日か一七日かなったと思、ますけれども、アンソロジーそうの　複数の作家の短篇を一人の選者が　集めるそうものだそうで　ます。編

戦　司　祈

設高敏印　九号の一

集する人の作品の選定の考え方そのものがその作品集の価値を決めるそうというのがありますので、その テーマの趣旨がよく、わかるかどうかで その責任編集者の方と相談して決めたそうです。で、その結果伊藤典夫さんですけれども その方と電話で話していたのでは私が考えているテーマと少し違うので作品の収録はちょっと見合せてほしいそうで、結局わったわけです。

その企画が結局は中止になったそうでもこうれだときに 細井さんが話したこうでいうことですが。

はい。そう二月一八日に伊藤さんから
電話がありまして延期が申立てになった
そう話はありました。
再度それに収録してくれそうな話は和
井さんから。
いえ、ありません。

以上

東京地方裁判所民事第二九部
裁判所速記官　荷木　明

最高裁印　九号の一

裁判所